

《おかちまちパンダ広場》でのイベント等を検討している皆様へ

御徒町南口駅前広場を使用するための手引き

御徒町南口駅前広場（通称：おかちまちパンダ広場）は、歩行者のための場を確保すること、誰もが気持ちよく利用できるくつろぎと賑わいを創出すること、そして様々な利活用を通じて、地域活性化に寄与することを目的として整備されました。

御徒町南口駅前広場の使用をお考えの方は、この趣旨を充分にご理解いただき、広場を中心とした魅力的なまちづくりに、ご協力くださいますようお願いいたします。



- 御徒町南口駅前広場の使用には、本冊子を理解の上、必要な事務手続きを行ってください。
- イベント等の実施にあたっては、実施団体やイベント等の内容に制限があります。
- 御徒町南口駅前広場をイベント等で使用される場合は、必ず事前にご相談ください。

令和6年4月

東京都台東区都市づくり部 地域整備第一課

も く じ

I. 広場を使用できる団体とイベント等	1
II. 広場の使用に関する主な流れ	2
III. 広場の使用に関する事務手続きの流れ	3
① 事前相談・予約	
② 事前協議・説明等	
③ 申請書をメール又は窓口で提出	
④ 関係機関へ手続き	
⑤ 手続きチェックシート（別紙1）をメール又は窓口で提出	
⑥ 使用承認等の通知	
⑦ イベント等 実施	
IV. 広場を使用する場合の注意事項など	5
① 予約・仮受付について	
② 使用申請について	
③ 広場の使用について	
④ 損害の補償及び責任について	
【別 図1】	
イベント等スペース使用可能区域図	13

I. 広場を使用できる団体とイベント等

◆広場を使用できる団体（以下「実施主体」という。）◆

・イベント等で広場を使用できる実施主体は、以下の通りです。

- ① 国、地方公共団体（これらの機関を含む）又は台東区
- ② 台東区内でまちづくりを推進し活動している団体 ※1
- ③ 台東区内の町会、商店街、商店会及びこれらが中心となって組織された団体
- ④ 教育上の目的で使用する区内の幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校、各種専門学校、専修学校又は大学の団体
- ⑤ エリアマネジメント団体 ※2
- ⑥ 台東区の後援、共催及び協賛（以下「区後援等」という。）の名義使用が認められたもの

※1 東京都台東区まちづくり活動推進団体補助金交付要綱に規定する団体です。

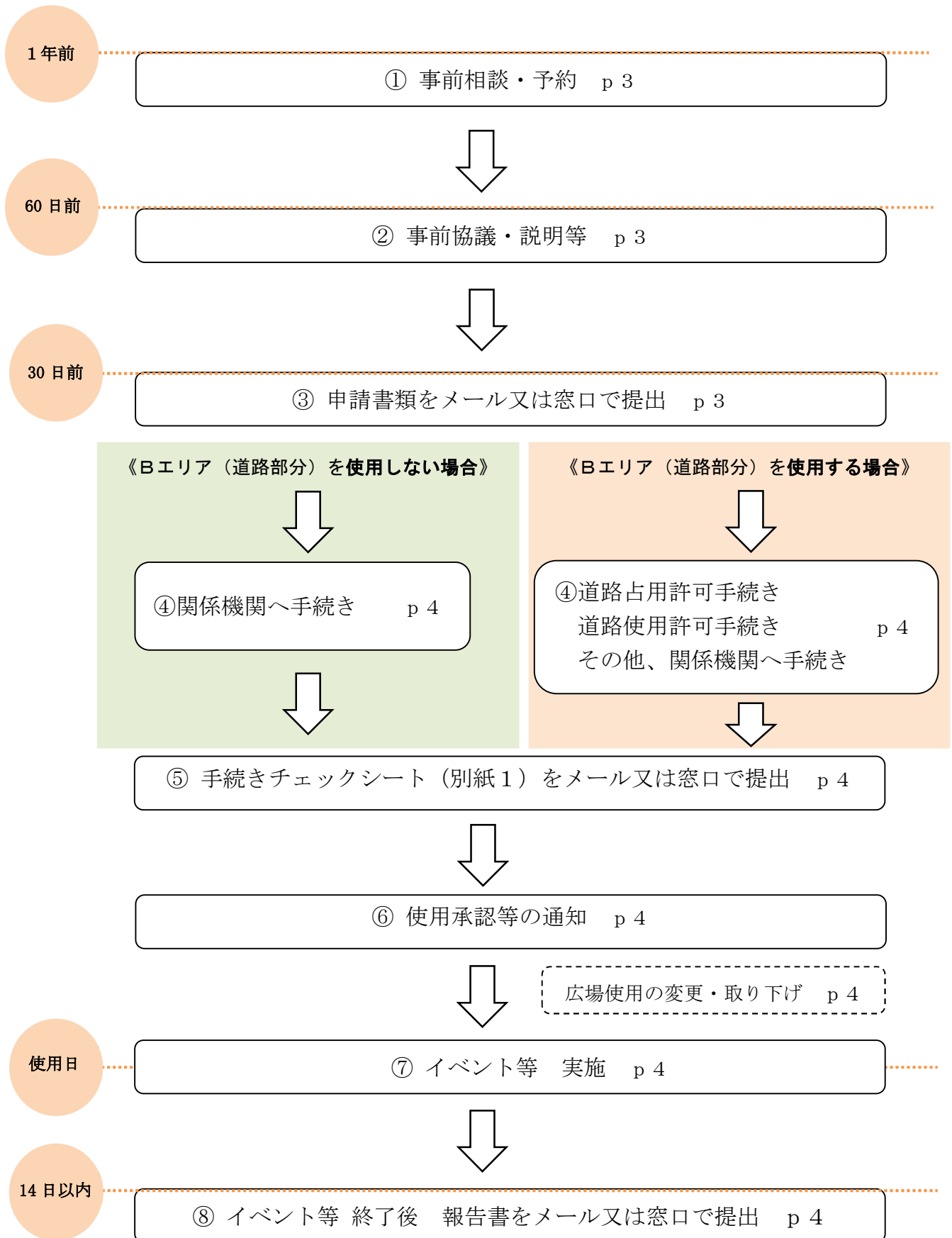
※2 台東区と御徒町南口駅前広場周辺地区におけるエリアマネジメントに関する協定を締結した団体です。

◆イベント等◆

・広場では、次の表に掲げるイベント等を行うことが可能です。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 区及び御徒町駅周辺地域の活性化やまちの賑わい創出に資するもの |
| ・ライブ・コンサート・ショーイベント |
| ・大道芸（東京都ヘブンアーティスト等） |
| ・イルミネーション、展示会 例：伝統工芸品の展示、パネル展など |
| ② 区及び御徒町駅周辺地域の商業振興、観光振興、産業振興に資するもの |
| ・祭事（神事のイベントに関しては、宗教団体が申請者でない場合） |
| 例：町会の祭り、クリスマスイベント等・伝統芸能など |
| ③ 区及び御徒町駅周辺地域の環境整備、並びに環境対策等に資するもの |
| ・環境問題イベント、環境問題講習会 |
| ・美化・清掃イベント 例：都市緑化フェア、ゴミ拾いなど |
| ④ 区及び御徒町駅周辺地域の交通安全対策、防犯・防災対策等に資するもの |
| ・避難訓練、火災予防運動、消防訓練、交通安全講習会等 |
| ・献血キャンペーン、災害復興イベント、街頭相談会 |
| ⑤ 都市再生整備計画に資するもの（日常的な賑わい創出を目的とするもの） |
| ・キッチンカーと付属するテーブル・イス |
| ・フードトラック など |
| ⑥ 商用目的の撮影 |
| ・テレビ、映画、コマーシャル等の撮影 |
| ※別途定める「ロケ撮影におけるガイドライン」を参照してください。 |

Ⅱ. 広場の使用に関する主な流れ



Ⅲ. 広場の使用に関する事務手続きの流れ

① 事前相談・予約

STEP1 相談シートを入力の上、地域整備第一課へ事前相談をする

台東区都市づくり部
地域整備第一課

- ・ 計画しているイベント等の内容が分かる資料などをご用意ください。
- ・ 広場の使用が可能な場合、予約が可能です。
- ・ 予約は、広場使用予定日の1年前から受付けることができます。(同じ日がない場合は、その前の日)
- ・ 予約は原則、先着順です。



▲相談シートはこちら

【Bエリア（道路部分）を使用する場合】

STEP2 道路管理者・交通管理者に事前相談をする

- ・ イベント等の実施内容により広場周辺道路の交通等への影響が大きい場合があるため、事前に十分な時間的余裕を持って道路管理者・交通管理者に事前相談をしてください。
- ・ 交通管理者は、道路部分の使用に関し公共性・公益性が高いイベント（区後援の関係部署（上野警察等を含む）との共同参加等の有無）であるか確認することがあります。

【事前相談】

- ・ 台東区道路管理課
- ・ 上野警察署交通規制係

- ・ 必ず事前相談には資料を用意してください。
- ・ 必ず各許可の申請が可能か確認をしてください。

② 事前協議・説明等 使用開始日の60日前までに

- ・ **事前協議先**：「松坂屋上野店」と協議してください。
※物販販売を伴うイベント等を行う場合は、周辺店舗に配慮したイベント内容について、事前に協議等を行い、十分に理解を得てください。
- ・ **協議の内容**：日時、イベント等の内容、連絡体制等

③ 申請書をメール又は窓口で提出 使用開始日の30日前までに

- 広場使用申請書（第1号様式）
- 御徒町南口駅前広場使用に関する誓約書（第2号様式）
- イベント等の使用区域図（第3号様式）
- その他区長が必要と認める書類（P5◆申請書類◆を参照）

④ 関係機関へ手続き

(参考)関係機関への手続き

- Bエリア（道路部分）を使用する場合：道路占用許可：台東区道路管理課 占用係
- Bエリア（道路部分）を使用する場合：道路使用許可：上野警察署 交通規制係
- 広告物の掲出：台東区景観条例の事前協議：台東区都市計画課
- 屋外広告物の掲出：屋外広告物法令の届出：台東区道路管理課
- 火気使用の場合：消防法令の申請：上野消防署
- 食品提供の場合：食品衛生法令の申請：台東保健所
- 酒類販売の場合：酒税法令の手続き：東京上野税務署
- その他、関係法令に基づく必要な手続き

⑤ 手続きチェックシート（別紙1）をメール又は窓口で提出

- ・必要な関係機関への手続きがすべて終了したら、手続きチェックシートを提出してください。

広場使用の変更・取り下げる場合

- ・自己の都合により広場の使用の変更、又は取下げをすることができます。
- ・使用申請後、実施主体の都合により使用日・場所・内容・目的等を変更される場合、又は申請を取下げの場合は、速やかに変更申請書（第7号様式）や取下申出書（第10号様式）を提出してください。

⑥ 使用承認等の通知

- ・広場の使用を認める場合は、使用承認書（第4号様式）を代表者に通知します。
- ・広場の使用を認めない場合は、使用不承認書（第5号様式）を代表者に通知します。

⑦ イベント等 実施

- ・イベント等使用期間中は、「広場使用承認書（第4号様式）」を携帯してください。広場を使用した後は、広場の破損・汚損状況の確認を行ってください。

⑧ イベント等 終了後 報告書をメール又は窓口で提出

- ・原則、使用終了日から2週間以内までに広場使用実績報告書（第6号様式）を提出してください。

IV. 広場を使用する場合の注意事項など

① 予約・仮受付について

◆予約・仮受付できないもの◆

- ・過去に広場の使用に関して、次の事項に該当する場合は、予約・仮受付はできません。

- ① 広場管理上の指示に従わなかったとき、良好な広場管理に支障をきたすおそれがあった時、又は広場使用申請の手続きをしないで無断使用をしたとき
- ② 禁止行為や使用制限の行為を行った、又はおそれがあったとき
- ③ 広場使用取下申出の手続きをせずに、広場を使用しなかったとき
- ④ 使用報告書の未提出、又は広場使用に関する処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 原状回復義務を履行しなかったとき、損害の補償、又は責任や負担が発生して、いまだ未解決であるとき

② 使用申請について

◆申請書類◆

- ・申請に必要な提出書類、及びその記載内容を審査します。
- ・関係機関との協議が整った場合は、使用日初日の12か月前の同日から30日前までに、次の書類を提出してください。

【必須提出書類】

- ① 御徒町南口駅前広場使用申請書（第1号様式）
- ② 御徒町南口駅前広場使用に関する誓約書（第2号様式）
- ③ イベント等の使用区域図（第3号様式）
- ④ 御徒町南口駅前広場使用申請 手続きチェックシート（別紙1）
- ⑨ その他区長が必要と認める書類（※）

※ その他区長が必要と認める書類

- 御徒町南口駅前広場（おかちまちパンダ広場）相談シート
- イベント等の概要がわかる企画書
- 開催するイベント等の案内チラシ等

◆広場使用の申請◆

- ・広場使用の日から30日前までに申請書の提出がない場合は、使用する意思がないと判断し、予約を取り消します。
- ・使用の申請は、事前相談の上、使用日の12か月前の同日から、使用日の30日前の日まで受付します。（当該日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、次の平日になります。）
- ・受付時間は、午前9時から午後5時までです。

◆使用可能な期間◆

- ・原則、2週間（14日）以内です。
- ただし、区長が特に必要と認める場合を除く。

◆使用可能な時間◆

- ・午前8時から午後10時までです（設営及び撤去の時間内を含む）。
- ただし、区長が特に必要と認めた場合には、考慮いたします。
- ・イベントの設営・撤去作業は通勤時間帯（朝：午前7時から午前9時、夕方：午後5時から午後7時）は、一般の広場利用者・通行者に配慮して作業をしてください。

◆広場（道路部分）の道路占用料・道路使用料◆

- ・「道路占用料」は、台東区の道路管理課に確認をしてください。
- ・「道路使用料」は、上野警察署に確認をしてください。
- ・その他、広場使用に関するイベント等の実施経費（運搬設置撤去費、警備費、保険料、賠償経費、書類作成費、事務手続き等の費用）は、実施主体が別途ご負担ください。

◆広場使用の変更◆

- ・次のような変更の内容によっては、広場使用の変更を認めない場合や、広場使用を取消し扱いとさせていただく場合がありますのでご了承ください。

- 変更する事項が使用承認の取消し事項に該当するとき
- 実施主体、使用目的などの使用承認の主たる内容に著しい変更のある場合
- 広場の使用権の譲渡等と見なされる場合
- 度重なる変更を行い、広場使用に関する業務に支障があると認められる場合
- 変更申請を行う正当な理由がないと認められる場合

③ 広場の使用について

◆イベント等の制限◆

・次の事項に該当する場合は、代表者への催告その他何らかの手続きを要することなく、使用制限・使用停止・使用中止を命じて、広場の使用承認を取り消します。このために生じた損害については、一切の責任を負いません。

- ① 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- ② 使用の目的や条件に違反し、又は区長の指示に従わない場合
- ③ 使用許可等の条件に違反した場合
- ④ 法令若しくはこの要綱に違反し、又はそのおそれがある場合
- ⑤ 騒音等により、近隣より苦情等が発生した場合
- ⑥ 災害その他不可抗力により広場の利用ができなくなった場合
- ⑦ イベントの内容等により、危険を生じさせるおそれがある場合
- ⑧ 広場の管理運営上、やむを得ない事由が生じた場合
- ⑨ 一般の広場利用者に危険を生じさせる恐れがある場合
- ⑩ 東京都屋外広告物条例、及び東京都台東区景観条例の規定に反する場合
- ⑪ 東京都拡声機暴騒音規制条例に反する場合
- ⑫ 東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に反する場合
- ⑬ 東京都迷惑防止条例に反する場合
- ⑭ その他、法律、条令等に反する場合
- ⑮ 駐車場としての利用のみの場合（イベント搬出入車は除く）

◆禁止行為◆

- ・広場では、次に掲げる行為をしないでください。
- ・広場使用中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの
- ② 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- ③ 個人及び特定の宗教活動、又は政治的活動等団体の主義主張を訴える行為があるもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に定める営業及びこれに類するもの
- ⑤ 署名、勧誘、又はキャッチセールス等の行為と認められるもの
- ⑥ 広場の管理運営上支障があると認められるもの
- ⑦ 広場の施設及び設備を汚損、並びに損傷すること、又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 他の掲出主や広告物に不都合、又は支障があるおそれがあるもの
- ⑨ 法令で禁止、又は抵触すること並びにそのおそれがあるもの
- ⑩ 地下駐輪場等の範囲に車両を乗り入れること。
ただし、広場の維持・修繕・清掃・イベント等のための車両は除く。
- ⑪ 工作物の設置等歩行者の通行上又は当該広場利用上支障となる行為
- ⑫ 無断で、広場の全部又は一部を独占して占拠し使用する行為
- ⑬ その他使用を制限することが必要であると認められるもの

- ・項番②の行為には、暴力的行為等、違法な行為を行う恐れがある団体もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体が主催、共催、後援もしくは協賛する行事に利用するとき。また、これらの団体の利益になると認められるときも含まれます。
- ・項番③の行為には、利益にならない政治活動や宗教活動等それに類するもの含まれます。
- ・項番④の行為には、同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせることも含まれます。
- ・項番⑦の行為は、以下のものをいいます。

- 街路灯、樹木、ツリーサークル及び地下駐輪場（出入口・上屋・側壁）を利用する行為・看板・広告板・案内板・横断幕等の添架・貼付け行為
（ただし、道路占用申請により認められた広告フラッグは除く。）
- 地下駐輪場等に損傷・影響を与える行為
- 広場の舗装・防護柵・街路灯等に損傷・影響を与える行為
- イベント等であっても、ローラースケートやスケードボードなど、施設を破損するおそれのある行為

- ・項番⑬の行為には、以下のものが禁止行為となります。

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 他人への迷惑行為（飲酒により酩酊する等）をすること
- 火気類の使用、喫煙すること
- 犬や猫などを放し飼い（リードをはずしての散歩等を含む。）等をする
- ギャンブル、投資等いたずらに射幸心をあおるもの
- 消費者金融に関するもの
- 鉄道事業に支障となるもの
- 視覚障害者用誘導ブロックの利用の妨げになるもの。ただし、妨げとなる場所に誘導員又は警備員を常時配置している場合は除く。
- その他広場空間の使用に運営上支障があると認める場合

◆目的外使用の禁止について◆

- ・使用承認を受けた実施主体は、次のような目的外使用は行わないでください。

- ① イベント等の内容を変更すること
- ② 目的以外に使用すること
- ③ 使用する範囲を超えて使用すること
- ④ 広場の使用权の全部若しくは一部を転貸、又はその権利を第三者に譲渡すること
- ⑤ 建築物を設置する行為
- ⑥ 公共的な利用促進及び維持管理上必要な工作物を除き、工作物の設置等歩行者の通行上又は当該広場利用上支障となる行為
- ⑦ 広場を破損し、又は汚損する行為
- ⑧ 土石、竹木等をたい積し、その他広場の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為

- ・その他、台東区の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、使用を中止させていただくことがあります。

◆関係法令の遵守◆

- ・ イベント等を実施する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、酒税法など）を遵守してください。
- ・ 関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、実施主体側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。
- ・ 許可、届出等を必要としない軽微な飲食物の提供等については、予め協議会の承認を得てください。
- ・ 万一、届出等不備により開催不能となった場合においても、台東区は一切の責任を負いません。

◆広場使用時の管理◆

- ・ 広場使用の期間中は、使用承認書（変更承認書含む）を携帯し、提示を求められた場合には、速やかにご提示をお願いします。
- ・ 使用承認を受けた場所以外の使用は一切できません。
- ・ ご使用の時間中は、原則として最低1名はイベント等会場に常駐し、通行者の安全確保、使用場所内の貴重品等の保管に留意し、防犯を心がけてください。
- ・ 視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）上に立ち止まることのないよう、誘導員又は警備員を配置し、来場者に注意を喚起するようにしてください。

◆持込み物品◆

- ・ 舗装に有害な成分を持つ物品、及び路面排水に支障を及ぼす物品等は持ち込まないでください。
- ・ 関係法令（食品衛生法、酒税法令又は消防法等）の手続きに基づかない危険物（爆発物、ガソリン、火薬等揮発性物、引火性物及び毒物等）の使用、又は飲酒飲食物提供や飲酒行為、他人に危害迷惑をかけるおそれのある物品、動物等の持ち込みを禁じます。
- ・ 持込み物品については、事前に確認させていただきます。

※複数日にまたがるご使用の場合、持込み物品は毎日撤去してください。撤去が困難な場合は、警備員を配置するなどの対応をお願いします。

◆臭い、煙等◆

- ・ イベント等の際に、臭い、煙等を発生するおそれのある設備については、広場周辺地域や通行者等への影響を及ぼす恐れがあるため、実施主体は台東区及び関係機関と事前に協議等を行って理解を得てください。
- ・ 飲食提供を目的としない火気器具の使用は禁じます。

◆音響設備等◆

- ・ 音響設備、BGM等を使用するイベント等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。広場の管理運営上、広場周辺地域や一般の通行者等に支障があるときは、音量制限をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- ・ 極端な音楽効果を発するもの（主に広場内を対象として発せられる音であり、必要以上に広場外に拡散しない程度の音量であること）、広場周辺地域や通行者等から苦情が寄せられたときは、イベント等を中止していただく場合がありますのでご注意ください。この場合、中止に伴う損害については、台東区は一切の責任を負いません。

◆電気・水道の使用◆

- ・ イベント等で電気・水道を使用する場合は、原則実施主体が調達してください。

◆搬入・搬出動線◆

- ・ 広場への物品の搬入・搬出の際は、一般利用者の安全を最優先し、搬入・搬出経路及びイベント等会場の舗装部分・広場施設等に養生をしてください。また、イベント等の利用範囲外には、イベント関係荷物を放置したままにしないでください。
- ・ 広場周辺の道路に駐車しての資機材の搬出入は、道路使用の許可を得てください。

◆設営・養生◆

- ・ 重量物及び舗装部分との接触面が硬い物等を設置する場合は、床面の養生が必要です。
- ・ 舗装部分を保護し、併せて誘導員、警備員の配置など万全な安全対策を講じること。
- ・ 床面の汚損のおそれがある飲食物（汁物・油ものなど）などを扱うイベント等の場合は、養生敷設材（ビニールシート・ゴムマット・コンパネ等）を使用してください。
- ・ 重石等が必要な場合は、土嚢・プラスチック製（ブロック・石材のものは不可）のみ使用してください。
- ・ 仮設物や造作物は、全て不燃性の素材か、防火処理を施したものにしてください。
- ・ 広場の施設・設備・舗装等へのピン・釘打ち等直接加工はできません。
- ・ 一般通行者に支障がでないよう、ゆとりのある設営を心がけてください。
- ・ 電源コード等は、足をひっかけないよう養生してください。

◆広場の清掃・原状回復◆

- ・ 実施主体は、イベント等で使用した広場を原状に回復する義務を負うものとします。
- ・ イベント等で使用した広場の破損、傷の付着・着色等が確認された場合は、実施主体の費用で原状回復をしてください。

ただし、実施主体が義務を履行しない場合は、台東区が実施主体に補修工事費等実費を請求させていただきます。

- ・ イベント等の使用内容に応じて、広場及びその周辺も含めて清掃を行ってください（清掃範囲については、協議の上、決定するものとします。）。
 - ・ 使用時に広場内で発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。
 - ・ 使用中及び会場設営・撤去の際の安全確認は、各自で責任を持って行ってください。
- ※使用後は、広場の破損・汚損状況の確認を松坂屋上野店と一緒に行ってください。

◆その他の注意事項◆

- ・ 会場警備や来場者の整理、避難誘導は実施主体の責任で行ってください。
- ・ イベント等内容、集客見込人数等によっては、保安計画の作成及び提出を求めることが

あります。また、警備体制を整えることを使用の条件とする場合があります。

- ・会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に広場使用を中止していただくことがあります。この場合、中止に伴う損害については、台東区は一切の責任を負いません。
- ・イベント等による、広場内の街路灯や樹木を利用して、看板・横断幕の添架等は禁止です。設営レイアウトの配置にあたっては十分ご注意ください。
- ・広場には排水設備がありません。イベント等使用中（準備撤去含む）に出た汚水については、実施主体で処理して下さい。
- ・スモークマシン、ドライアイス等の使用により広場周辺の通行を阻害する恐れがあるもの、ヘリウムバルーン等の使用や浮き上がるものの配布はできません。
- ・イベント等で車両等を使用する場合は、床面保護用の養生敷設材（ゴムマット・コンパネ等）を使用して下さい。
- ・イベント等で使用する大型の広告看板等の設置物がある場合は、台東区景観条例の規定により届出が必要な場合があるため、事前に都市計画課で確認をしてください。景観条例による手続きは、設置しようとする日の30日前までに届出が必要です。
- ・区では、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた啓発に取り組んでおります。利用者の皆様のご理解、ご協力をよろしく願います。
- ・広場を駐車場として利用しないでください。（イベント等の搬出入車両は除く。）

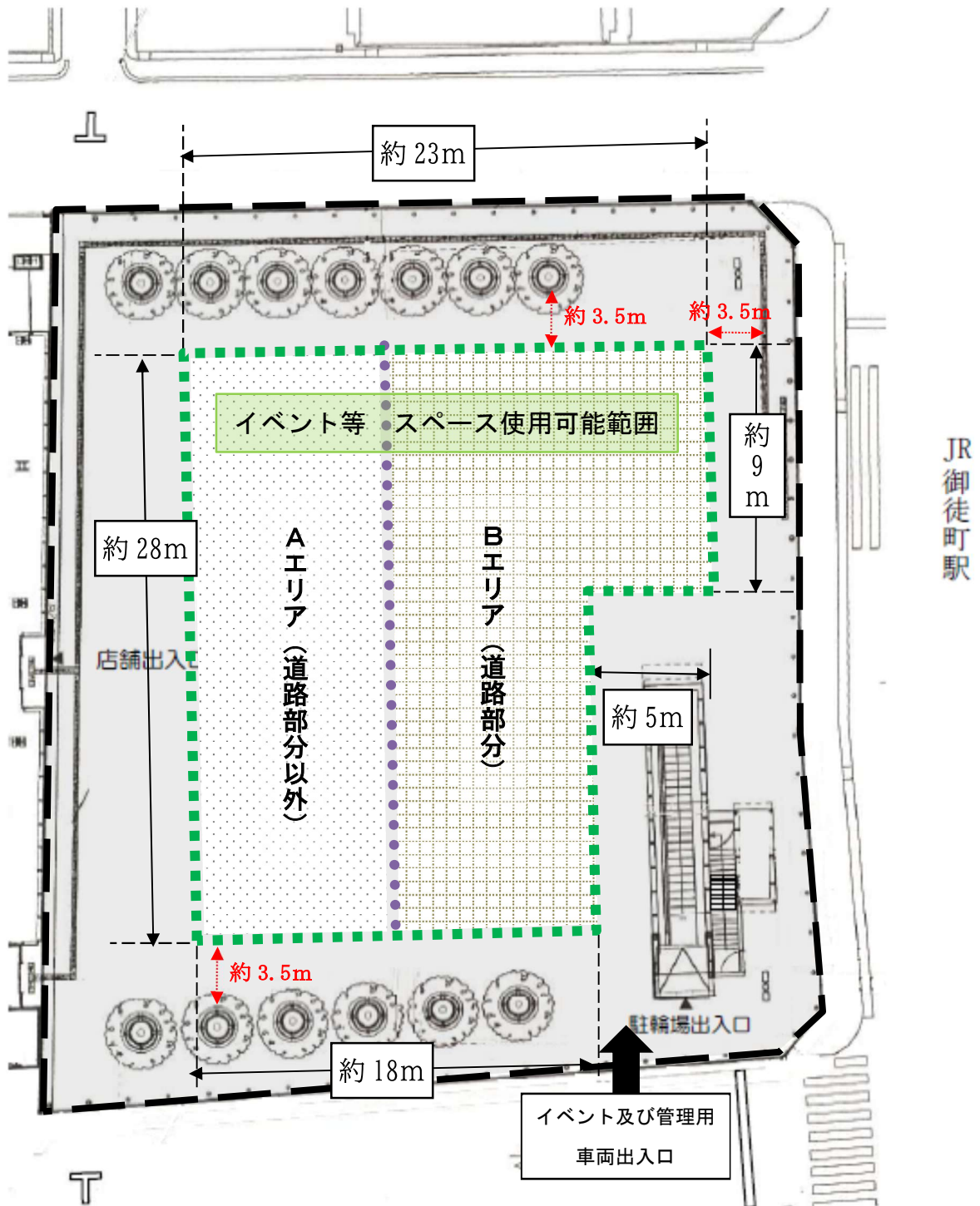
④ 損害の補償及び責任について

- ・ イベント保険等の必要な保険にご加入いただくことをお勧めします。
- ・ 実施主体は、常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて実施主体の責任と費用において管理・運営し、イベント等（準備・撤去含む。）の開催をしてください。
- ・ 実施主体は、次の各項を遵守していただきます。

- ① 実施主体は広場の使用によって、台東区、松坂屋上野店、協議会又は第三者に損害（人身事故及び物品等の盗難・破損等の全ての事故を含む）を与えたときは、実施主体の責任において、補償等の適切な措置をしなければならないこと。
- ② 「使用承認の取消し（P 1 2）」事由により、広場使用を中止したことにより発生した損害については、台東区、松坂屋上野店又は協議会は一切の責任を負わないこと。
- ③ 実施主体は広場を毀損、汚損等したときは、実施主体の負担により速やかに復旧をしなければならないこと。
- ④ 実施主体は広場の毀損及び汚損、紛失等を発見した場合は、速やかに台東区又は松坂屋上野店に報告しなければならないこと。
- ⑤ 広場の使用に関する一切の責任にあたっては、実施主体が負うものとし、台東区及び松坂屋上野店は広場の使用に関して一切の責任及び負担を負わないこと。
- ⑥ 広場の使用に関して、第三者の権利を侵害するものでないこと。
- ⑦ イベント等に関する知的財産権の処理が完了していること。
- ⑧ 台東区及び松坂屋上野店に対して第三者から広場の使用に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、実施主体の責任及び負担において解決するものとし、台東区及び松坂屋上野店は責任及び負担を負わないこと。

- ・ 項番①には、使用期間中の広場の管理、秩序維持、来場者の整理・安全確保、案内誘導、盗難、事故防止等は、実施主体が責任を持って行うことが含まれます。
- ・ 項番⑤には、イベント等実施における来場者等とのトラブルが含まれます。その場合には、トラブルの内容を台東区及び松坂屋上野店へ報告してください。
- ・ 項番⑧には、広場は、周辺町会の一時集合場所に指定されており、震災及び大火災により人命に大きな被害が予測される場合には、開催中であってもイベント等を至急中止し、住民の避難を優先することにより生じた一切の損害を負わないことも含まれます。

イベント等スペース使用可能区域図



- 点線(■■■)の内側が、利用可能な範囲です。
- 歩行者通行空間を確保のため、広場の端から 3.5m以上確保 してください。